



デイサービスセンター リハビリデイサービス折立

利用料金

(1) 介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。

A:① 大規模型 I 通所介護費の利用単位 (1日あたりの利用単位)					
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 時間以上 4 時間未満	356 単位	407 単位	460 単位	511 単位	565 単位
4 時間以上 5 時間未満	374 単位	428 単位	484 単位	538 単位	594 単位
5 時間以上 6 時間未満	541 単位	640 単位	739 単位	836 単位	935 単位
6 時間以上 7 時間未満	561 単位	664 単位	766 単位	867 単位	969 単位
7 時間以上 8 時間未満	626 単位	740 単位	857 単位	975 単位	1092 単位

② 入浴介助加算 (I)	40 単位
③ 個別機能訓練加算 (I) □	85 単位
④ 個別機能訓練加算 (II)	20 単位 / 月
⑤ 介護職員処遇改善加算 (I)	基本料金と加算の総合計に介護保険法が定める加算率を乗じた料金
⑥ 介護職員等ベースアップ等支援加算	基本料金と加算の総合計に介護保険法が定める加算率を乗じた料金
⑦ 介護職員等特定処遇改善 (II)	基本料金と加算の総合計に介護保険法が定める加算率を乗じた料金
⑧ サービス提供体制強化加算 (III)	6 単位
⑨ ADL 維持等加算 (I)	30 単位 / 月
⑩ 科学的介護推進体制加算	40 単位 / 月
⑪ 口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位 / 6ヶ月
⑫ その他加算・減算においては、介護保険法が定める加算率を乗じた料金	

B: 1 単位の単価 地域区分 6 級地 10.27 円

(2) その他の料金 (税別)

① 食費 (食材料費・調理費・おやつ代等)

昼食: 600 円

※通所利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

② その他 (行事・作品製作に係る費用含む)